

国際研究拠点形成促進事業費補助金取扱要領

平成19年9月4日
科学技術・学術政策局長決定
平成23年3月28日改正
研究振興局長決定

国際研究拠点形成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱（平成19年9月4日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

I 補助金の経理管理

1. 基本的事項

補助事業費の経理は、特に指示するものを除き、補助事業者が定めた会計規程などの規則及びホスト機関の会計が従うべき会計基準によるものとする。

2. 執行

補助事業費は、交付決定または交付内定のあった場合は、当該交付決定または交付内定から、それぞれ翌年3月31日までに支払義務額が確定したものについて、執行することができる。

3. 補助金の保管

補助金の保管にあたっては、専用の預金口座などに適切に保管すること。

4. 預金利息等

補助金を保管する預金口座等において発生した預金利息等については、補助事業の効果的な実施に資すべく、補助事業費として執行することができる。

なお、額の確定の際に預金利息等で未執行のものがある場合は、当該未執行額に相当する額を減額して額の確定を行うものとする。

5. 帳簿等

補助事業費の収支に関する帳簿の作成にあたっては、財源を記帳すること。

補助事業者は、補助事業費の収支に関する帳簿及び支出内容を証する書類とともに、

次に掲げる書類を最後の補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

- ・ 補助金交付申請書（控え）
- ・ 交付決定通知書
- ・ 変更承認申請書（控え）
- ・ 変更承認書
- ・ 中止（廃止）申請書（控え）
- ・ 中止（廃止）承認書
- ・ 事業遅延届（控え）
- ・ 実績報告書（控え）
- ・ 確定通知書
- ・ 消費税等仕入控除税額確定報告書（控え）
- ・ 知的財産権報告書（控え）
- ・ 財産処分承認申請書（控え）
- ・ 財産処分承認書
- ・ 拠点構想重要事項変更承認申請書（控え）
- ・ 拠点構想重要事項変更承認書
- ・ 収益報告書（控え）
- ・ 事業結果報告書（控え）

Ⅱ 補助金の交付申請

1. 経費区分別月別年間支払予定表

補助金交付申請書に添付する経費区分別、月別の年間の支払予定として、「経費区分別月別年間支払予定表」（様式1）を作成すること。

2. 経費使途理由書

補助金交付申請書に添付する経費の使途理由として、「経費使途理由書」（様式2）を作成すること。

Ⅲ 補助金の交付請求

1. 概算払

補助金は、原則、補助事業者からの請求に基づき、経費区分別月別年間支払予定表を基に、計画の合理性等を勘案し、四半期ごとに概算払を行うこととする。

2. 交付請求

補助事業者は、「交付請求書」（様式3）及び「補助金支払い計画書」（様式4）を作成し、支払を希望する月の前月10日までに文部科学大臣に提出すること。

IV 経費の区分

1. 補助事業費

補助事業費とは、世界トップレベルの研究拠点の形成を図るために必要な事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業の実施に必要なものに対し、使用する経費をいう。

2. 経費区分

1) 人件費（研究プロジェクト費とすべきものは除く。）

補助対象とする人件費は、次のとおりとする。なお、補助事業者の役員及び補助事業者以外の者の役員に支払う役員報酬及び役員退職手当並びに当該者に係る法定福利費などは、補助事業費とは認められない。

- ・補助事業者又は補助事業者以外の者と労働契約を締結し、補助事業に参加する者（以下「職員等」という。）に、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として支払うすべてのもの（以下「賃金」という。）
- ・職員等に係る福利厚生を目的とするもののうち賃金とみなされるもの
- ・職員等に支払う退職手当
- ・職員等に係る法定福利費
- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。

…職員等に支払う補助事業期間以外の期間に係る賞与及び退職手当並びに賞与引当金及び退職給付引当金

2) 事業推進費（研究プロジェクト費とすべきものは除く。）

補助対象とする事業推進費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもののうち、人件費、旅費及び設備備品等費以外のもの
- ・経済性を考慮し大学等が一括して契約し、その分担を規定等で定められているもの
- ・補助事業を本務とした職員等の健康診断やフィルムバッジ等、法律等で定められている業務遂行上必要不可欠なもの
- ・拠点を本務とする者のスタートアップ経費
- ・補助事業者が補助事業のために使用する土地、建物及び付属設備並びに構築物の賃借費（補助事業者が定めた規則または契約などにおいて、使用料等が定められている場合。）
- ・補助事業者が所有する資産を研究拠点が使用するための使用料等（補助事業者が定めた規則などにおいて、使用料等が定められている場合。）
- ・補助事業において使用又は補助事業者が所有する資産の法定点検費用（消防設

備等保守点検等)及び自動車重量税等

- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。
 - …賃金とみなされるものを除き福利厚生を目的とするもの
 - …大学院博士課程在学者、大学院博士課程修了者などに、奨学金、研究奨励金その他名称の如何を問わず、研究に専念する機会を与えるためなどに支給するすべてのもの
 - …研究拠点が開催する国際的な研究集会の開催に伴うレセプションなどでの飲酒を含め酒などの嗜好品に係るもの
 - …事故、災害などの発生に備え又は発生した場合の処理などに係る損害保険料(補助事業を実施する上で必要不可欠な物損の処理に係るものは補助対象とする。)、弁護士費用、損害賠償金など

3) 旅費(研究プロジェクト費とすべきものは除く。)

補助対象とする旅費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもので、内国及び外国を旅行する者に支払う鉄道賃、日当、宿泊料など

4) 設備備品等費(研究プロジェクト費とすべきものは除く。)

補助対象とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要不可欠かつ基盤的な機械及び装置並びにその他の附属設備、工具、器具及び備品並びに図書その他の有形固定資産の取得、製造、リース、改造、修理及び据付などの経費で資本的支出となるもの
- ・補助事業を実施するために必要な建物及び附属設備並びに構築物の改造、修理又は附属設備等の据付などの経費で資本的支出となるもの(補助事業に必要な機械及び装置並びにその他の附属設備の設置に係る建物等の改造等、居室・実験室の整備に係るもの)

補助対象外とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要な土地、建物及び附属設備並びに構築物の取得、リースなどの経費で資本的支出となるもの

5) 研究プロジェクト費

研究プロジェクト費は、研究拠点で行われ、かつ、補助事業者の基盤的資金、競争的資金、受託研究費、共同研究費などを使用した、個々具体の研究開発課題に基づく基礎研究、応用研究、開発研究などの研究プロジェクト事業を実施するために必要な経費をいう。

6) その他文部科学大臣が認めた経費(研究プロジェクト費とすべきものは除く。)

補助対象とする経費は、補助対象外の経費のうち、文部科学大臣が特に補助対象として認めたものとする。

交付決定時には予想し得なかった不測の事態により、補助事業が予定の期間内に完了することができないときは、所定の手続を経た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができる。

VI 知的財産権

補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権の帰属は、第一義的には発明者等に帰属するが、その後の取扱いは、補助事業者が定めた規則によるものとする。

附則（平成23年3月28日改正）

- 第1 この要領は、平成23年3月28日から施行し、平成23年4月1日以降に交付決定する補助事業から適用する。
- 第2 適用前の補助事業は、従前のおりとする。

様式2

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金経費使途理由書

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、委託費（設備備品等費）が補助事業費額の50%を越える理由については、下記のとおりです。

記

1. 拠点構想の名称
2. 委託費の額（設備備品等費の額）
3. 委託の内容（設備備品等の内容）
4. 委託の必要性（設備備品等の必要性）

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金交付請求書

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金の第 四半期分について、下記のとおり交付請求します。

記

1. 拠点構想の名称

2. 請求額 円

区 分	金 額
交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	

3. 振込先

銀 行 名 :

本 支 店 名 :

口 座 番 号 : 普通・当座 ○○○○○○

口 座 名 義 : ○ _ふ ○ _り ○ _が ○ _な

口座届出住所：

